

事務事業マネジメントシート(平成26年度実績と平成27年度計画)

平成28年 2月18日 更新

事務事業名		水洗化促進助成事業					マニフェスト 関連		全庁横断 課題関連		集中改革 プラン関連	
総合	政策	2	緑豊かな環境と共生するまちづくり	所属部	水道局	課長名	可徳 精至					
計画	施策	10	水環境の保全	所属課	上下水道課	担当者名	樋口 良平					
体系	基本事業	30	水質の浄化	所属班	庶務料金班	(内線)	1164					
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令	下水道法、下水道条例 関係交付規則、助成規則	成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果	③			
		下水	1	1	1	根拠			一			
終了、開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 26年度で終了 <input type="checkbox"/> 26年度から開始				事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)						

★事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	下水道事業の目的である生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を実現するためには、根幹となる下水道施設(処理場や污水管)の整備が不可欠であるが、その整備が整っても各家庭や事業所からの排水が下水道に接続され、使用が開始されないと事業の効果が発現されない。本事業は、公共下水道の整備が整い施設の供用開始が行われた処理区域において、下水道法第10条(排水設備の設置等)及び第11条の3(水洗便所への改造義務等)の規定により、接続義務のある個人及び事業者が、各家庭等から排出される汚水を下水道へ接続する工事を行なう際、申請に基づきその費用の一部を助成することにより、水洗化を促進する事業である。本市では、下水道普及率が90%を超えており、その内水洗化している世帯(人口)は、H23年度末で94.8%に達し、促進対策としての助成から、下水道接続が極めて困難な状況にある(地形や技術的問題、経済的問題など)対象者への水洗化をどうするかにシフトしてきている。 合志市に合併し、各下水道事業における水洗化助成制度が整理され、現在、①水洗便所改造費助成金交付、②排水設備設置事業助成金交付、③生活扶助世帯に対する排水設備費助成の3つの制度により水洗化の促進を行なっており、市内3つの下水道事業の供用開始(①平成1年3月、②平成4年3月、③S56.4月)と同時に制度の運用を開始した。
【業務の流れ】	①水洗便所改造費助成: 下水道の供用開始後3年以内に接続のための改造工事を実施する方を対象に、申請に基づき水洗便所改造費の助成を行う。(改造工事費の20%以内及び便器1箇所当たり千円、※限度額6万円(百円未満切捨)) ②排水設備設置事業助成: 特定地域で排水設備工事を実施される方を対象に、申請に基づき排水設備工事費の2/3以内(1回限り)の助成を行う。(※限度額30万円(百円未満切捨)) ③生活扶助世帯に対する排水設備費助成: 持ち家で生活扶助を受けておられる方を対象に、申請に基づき水洗便所改造費の助成を行う。(※限度額25万5千円(百円未満切捨))また、水洗化促進のために、「未水洗 未接続(汲み取り便所、単独浄化槽)」世帯を把握する必要があり、定期的に調査を行なっている。(3年に1度程度、水道料金台帳から下水道使用料の未賦課世帯を抽出し、状況(○未接続、○賦課漏れ、×散水栓、×烟取付などを)を確認しリストを作成する作業を行う。)
【主な予算費目】	負担金、補助及び交付金
【意見や要望】	関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標	新規・拡充区分
①手段(主な活動) 26年度実績(26年度に行った主な活動) (DO)	27年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
①本年度の水洗便所改造費助成申請受付及び助成金の支払い、②排水設備設置事業助成による浄化槽設置があり③生活扶助世帯に対する申請はなかった。	①水洗便所改造費助成、②排水設備設置事業助成、③生活扶助世帯に対する排水設備費助成について、申請に基づき、審査、決定及び助成金交付事務を行なう。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	予算の主な増減の理由
ア)助成制度利用件数	平成26年度の申請件数が11月現在「13件」、排水設備設置事業助成の申請が「1件」となり、全体で増となった。水洗便所改造費助成金の助成率の上昇と制限年数の緩和による増。
イ	
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
下水道処理区域内下水道に接続していない世帯(毎年4月1日現在)	ア)処理区域内の未接続世帯数
イ	世帯
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
水洗トイレに改造でき下水道に接続される。	ア)未接続世帯の内接続した世帯の割合
イ	%
*③成果指標設定の理由と27年度目標値設定の根拠	総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
未接続世帯の内接続した世帯の割合([未水洗世帯数のうち下水道へ接続された世帯数/未水洗世帯数] × 100)をみるとことで、水洗トイレに改造でき下水道に接続し水洗化された成果を測ることができると考えた。	0

(2)各指標・総事業費の推移			単位	24年度実績(決算)	25年度実績(決算)	26年度目標(当初予算)	26年度実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
① 活動指標	ア)件	イ	件	3	0	20	19				
② 対象指標	ア)世帯	イ	世帯	913	925	890	932				
③ 成果指標	ア)%	イ	%	22.2	13.1	15	3.8				
投	事	業	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 繰入金 一般財源	千円							
入	費	量	(A) 事業費計	千円	62	0	450	1,022			
(A)のうち指定経費			千円	0	0	0	0				
(A)のうち時間外・特勤			千円	0	0	0	0				
人	件	費	正規職員従事人数	人	5	3	5	2			
延べ業務時間			時間	137	120	230	95				
(B)人件費計			千円	557	478	916	378				
トータルコスト(A)+(B)			千円	619	478	1,366	1,400				

事務事業名	水洗化促進助成事業	所属部	水道局	所属課	上下水道課
-------	-----------	-----	-----	-----	-------

2 評価の部 (S E E)

*原則は26年度の事後評価、ただし複数年度事業は26年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①26年度目標達成度評価 事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因是?	<input type="checkbox"/> 達成した 前年度(H24)の実績から目標を設定したが、平成25年度は指標の基礎となる接続した世帯の実数が伸びず、目標を達成できなかった。	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因 ↗ ⇒【原因 ↗
	②27年度目標達成見込み 事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか?	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由 ↗ 未接続世帯は、これまで何らかの理由で接続工事に取り組めない事情を抱えており、管工事組合(排水設備指定工事店)への協力依頼等により、対象となる方々への助成制度の周知及びPRを行うことに加えて、助成金の対象拡大や助成金率の向上により目標を達成する見込みはある。	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策 ↗
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか?成果が頭打ちになってないか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由 ↗ 何らかの理由により下水道への接続ができず、未水洗世帯が残っている。水洗化改造工事は各個人が行なうものであり、経済的な問題をはじめ、技術的な問題や家屋の老朽化など、様々な理由で水洗化できていない事情があり、困難な課題は多いが、向上する余地はある。	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由 ↗
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか?類似事業との統廃合ができるか?類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか?	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由 ↗ <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由 ↗ 類似事業に、各世帯の水洗便所改造工事及び排水設備工事を管理する「排水設備事業」があり、排水設備指定工事店制度による代行事務により、申請、施工、完了検査等を行なっている。本事業もこの排水設備事業による工事の完了及び下水道使用開始により水洗化されたことになり、密接に関係しており、本事業による助成制度の受付事務及び完了確認事務等は、既に「排水設備事業」と連携して作業を行っている。 しかし、年間400件程度に対する事務を行なう「排水設備事業」の中で、水洗化促進助成事業による助成金交付(支払事務)まで統合すると、かえって事務が煩雑となり、効率が悪くなるおそれがあるため、現時点での統廃合はできない。(工事に関することは管理工務班、助成金交付に関することは庶務料金班で分担している。)	<input type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由 ↗
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由 ↗ 下水道の普及(整備)が末端まで進み、今後本事業の対象となる未接続世帯数が大きく増加することは考えにくいが、これまで水洗化されない事情を考え、本事業の仕様等を見直を行ない対象を拡大する必要もあるため、事業費の削減余地はない。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由 ↗
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由 ↗ 対象指標である未接続世帯数の把握作業など、定期に行なうべき業務は必要であり、最少の人員で当たっているため削減の余地はない。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由 ↗
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由 ↗ 下水道法に基づく改造義務期間(3年間)を基礎にした水洗化助成制度であり、現状で受益機会は公平である。また、費用負担についても全額を助成するのではなく、公衆衛生の向上のための水洗化促進支援となる工事費の一部を助成するものであり、公正である。	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由 ↗
	⑧行政の役割分担の適正化 事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか?	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由 ↗ 下水道事業は環境保全を目的とするものであり、行政の役割分担において、いつまで行政の助成を継続するのか、検証が必要であり、制度の内容を再検討する必要がある。 いまだに水洗化されていない世帯が現存する事実を踏まえ、未水洗の理由等、相応の事情を把握し、行政が果たすべき助成は必要であり、現状で行政の役割は適正である。	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由 ↗

3 評価結果の総括 (S E E) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

申請に基づいて助成を行なう事業であり、申請に関する相談や協議がなければ先に進まない。前年度は申請がなかったが制度の改正により、対象者は目標値を達成した。制度設計の再構築により目標は達成したが、管工事組合等と協力し更なる制度の周知やPRも必要である。

4 今後の方向性(事務事業担当課案) (P L A N)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- 廃止
- 休止
- 目的再設定
- 事業統廃合・連携
- 事業のやり方改善(有効性改善)
- 事業のやり方改善(効率性改善)
- 事業のやり方改善(公平性改善)
- 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

成 果	コ 料		
	削 減	維 持	増 加
向 上			
維 持			
低 下			

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策